

(別表) ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の見直し

○ほう素（単位：mg/L）（参考）一般排水基準：海域以外の公共用水域に排出されるもの：10 mg/L、海域に排出されるもの：230 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30	R4. 7. 1～ R7. 6. 30	同左	30	R7. 7. 1～ R10. 9. 30
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40		同左	30	
金属鋳業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100		同左	100	
下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであって、一定の条件に該当するものに限る。）	40	当分の間	同左	40	当分の間
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）	300		同左	300	
旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）	500		同左	500	

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\Sigma C_i \cdot Q_i / Q$$

この式において、C_i、Q_i及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

- C_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）
- Q_i 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）
- Q 当該下水道から排出される排水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

○ふっ素（単位：mg/L）

（参考）一般排水基準：海域以外の公共用水域に排出されるもの：8 mg/L、海域に排出されるもの：15 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	<u>12</u>	R4. 7. 1～ R7. 6. 30	同左	<u>10</u>	R7. 7. 1～ R10. 9. 30
電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15		同左	15	
電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40		同左	40	
旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15	当分の間	同左	15	当分の間
旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであって一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	30		同左	30	
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであって、一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）	50		同左	50	

○硝酸性窒素等（単位：mg/L）

（参考）

一般排水基準：100 mg/L

現 行			見直し後		
業種その他の区分	基準値	適用期間	業種その他の区分	基準値	適用期間
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。）	300	R4. 7. 1～ R7. 6. 30	同左	<u>一般排水基準</u>	—
畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第1号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	400		同左	400	R7. 7. 1～ R10. 9. 30
ジルコニウム化合物製造業	350		同左	<u>一般排水基準</u>	—
モリブデン化合物製造業	1, 300		同左	1, 300	R7. 7. 1～ R10. 9. 30
バナジウム化合物製造業	1, 650		同左	<u>1, 350</u>	
貴金属製造・再生業	2, 800		同左	2, 800	